

霧島市条例第46号
平成30年12月6日

霧島市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長 中重 真一

霧島市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第144号）の一部を次のように改正する。

第1条中「並びに」を「、」に、「、集会」を「及び集会等」に、「総合福祉センター」を「霧島市総合福祉センター（以下「総合福祉センター」という。）」に改める。

第3条中「霧島市総合福祉センター（以下「総合福祉センター」という。）」を「総合福祉センター」に改め、同条第3号中「食品加工室」の次に「（霧島市国分総合福祉センターに限る。）」を加え、同条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 福祉配食の調理（霧島市隼人総合福祉センターに限る。）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
（霧島市福祉給食センター設置及び管理に関する条例の廃止）
- 2 霧島市福祉給食センター設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第145号）は、廃止する。